

亀さん通信



新緑が眩しい季節になりましたが、いかがお過ごしでしょうか？

亀のように歩みは遅くとも、『お金力』をしっかり・確実に身に付けていただく【亀さん通信】第 151 号の発信！

いったい何が起こったんだ？

今月 18 日、いつも通り事務所に来ると複合機にエラー表示が。何だろうと近づいてみたらビックリ！なんと**複合機が水浸し！**いったい何が起こったのか？前日はもの凄い春の嵐でしたから、その影響だと思われませんが…。いずれにしても複合機がなければ仕事になりません。とはいえ、買い換えるにしても決して安いものではなく…。などとくよくよ悩んでいたとき思い出しました。そうだ、**火災保険に入った！**ということで今回は、当社の実例に基づく火災保険のアレコレです！

火災保険で水による損害が補償されるのは、「水災」、「風災」、そして「水濡れ」です。はたして今回の事故は補償の対象となるのでしょうか？ちなみに当社が加入している火災保険はオールリスク型。保険料は少々高くなりますが、保険代理店が出し渋っているようでは、とてもお客様には勧められません。(笑) では順に見ていきましょう。

「水災」とは、台風や暴風雨で発生した**洪水などによる損害**。平成 26 年の水災被害額は約 1,317 億円で、約 29,000 棟にも及んでいます。近年では突然の水量増加に行き場を失った下水などがあふれる**都市型の洪水**も増えており、多くの方が水災の危険と隣りあわせに暮らしているといっても過言ではないでしょう。また近くに川や山がなくても、土砂崩れの危険性は排除できません。**土砂崩れは水災として補償される**ので、気になる方はご加入の補償内容を確認ください。さて、洪水となれば大々的なニュースになりますが、今回は目にしませんでした…。ということは、残りの二つの補償に希望を託すしかないようです。

「風災」とは、台風や竜巻、暴風などによる**損害**。今回は強い風が吹き、激しい雨を伴っていましたので、補償されるように思われますがどうでしょう？実際に風災の補償では、**雨の吹き込みによって生じた損害**も補償されます。しかし、吹き込みによる災害には、次のただし書きが。「雨などの吹き込みによって生じた損害は、建物の外壁、屋根、開口部等の外側の部分が**風災などの事故により破損した場合に限られます**」つまり風災によって建物のどこかが壊れていることが要件なのです。残念ながら今回の嵐でも、当社の建物はびくともしていません…。さあ、残ったのは最後の一つです。

「水濡れ」とは、**給排水設備の事故などで漏水したことによる損害**。なんとなくこれはいけそうな気がします。今回の原因を考えていて、はたと思ひ当たりました。そういえば複合機の上には**屋外の排水口**があるなあと。もしかしたらそこが詰まって雨水を処理できず、**事務所の天井から雨漏りしたのでは？**そうであるならば胸を張れるほど立派な水濡れです。さっそく排水口を確認してみると、予想通り落葉などが詰まっていました。嬉々として保険会社に報告したことは言うまでもありません。(笑)

結果的に今回の損害は補償され、当社としては願ったり叶ったり。**万一時の金銭的損失をカバーしてくれる保険の力を改めて認識**させられました。とはいえ、補償内容によっては対象外となる可能性があったことは事実。その折は思わぬ出費に、さぞ落ち込んでいたはず…。みなさんがそうならないためにも、火災保険の基本的事項を確認してみましょう。

一般的に火災保険は「火災」と「風災」の補償をベースとして、そこに「水災」、「盗難・水濡れ等」、「破損等」(EX 誤って窓ガラスを割った)の各補償を**選択して上乘せ**します。「水災」の補償が必要なら同補償を付保しなければ補償されないことはもちろんですが、かといって補償を手厚くするほど**保険料は高額**に。人は実現していない将来のリスクよりも目先のお金に執着しますが、くれぐれも**本質を見失わない**ようにしたいものです。また当社では**設備(住宅では家財)**を**保険の目的**にしていました。保険料を惜しんで建物しか加入していなかったら…。ああ、あいててよかった、じゃなくて、**入っててよかった！**(笑)

今年もツバメが来てくれました！賑やかで楽しい日々が始まります！

(株)亀山保険事務所 亀山裕弘(ミヅロ) 1 級ファイナンシャル・プランニング 技能士 0575-28-2768 info@kameyama-hoken.com